

## 川崎市児童育成支援拠点事業実施業務委託に係るプロポーザル評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 川崎市児童育成支援拠点事業実施業務委託の受注者を選定するに当たり、企画提案方式による、公平かつ適正な審査、選考及び評価を行うことを目的として、こども未来局契約指名選定等委員会要綱第8条の規定に基づき川崎市児童育成支援拠点事業実施業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等の提出された書類の審査に関すること。
- (2) 企画提案内容の評価及び事業者の選考に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

### (組織)

第3条 評価委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

### (会議等)

第4条 評価委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第5条 評価委員会は、審査等のために必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (書類の審査等)

第6条 評価委員会は、事業者から提出された書類について、あらかじめ別に定める基準に基づき審査し、事業者の選考を行う。

### (評価結果の報告)

第7条 委員長は、前条の規定による審査結果、選考結果及び事業者の選定結果をこども未来局契約指名選定等委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別 表 (第3条関係)

役職	所 属
委員長	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長
委員	こども未来局総務部企画課長
委員	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕
委員	こども未来局中部児童相談所長
委員	川崎区地域みまもり支援センター地域支援課担当課長